

平成 3 1 年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第 18 号

平成 31 年度能美市一般会計予算

平成 31 年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22, 500, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月27日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		8, 0 4 8, 0 0 0
	1 市 民 税	3, 4 2 6, 7 0 0
	2 固定資産税	3, 6 1 7, 5 0 0
	3 軽自動車税	1 2 8, 8 0 0
	4 市たばこ税	2 9 6, 0 0 0
	5 入 湯 税	7, 5 0 0
	6 都市計画税	5 7 1, 5 0 0
2 地方譲与税		1 8 8, 9 7 2
	1 地方揮発油譲与税	5 5, 0 0 0
	2 自動車重量譲与税	1 3 0, 0 0 0
	3 森林環境譲与税	3, 9 7 2
3 利子割交付金		1 2, 0 0 0
	1 利子割交付金	1 2, 0 0 0
4 配当割交付金		2 0, 0 0 0
	1 配当割交付金	2 0, 0 0 0
5 株式等譲渡所得割交付金		2 5, 0 0 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	2 5, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
6 地方消費税交付金		9 1 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	9 1 0, 0 0 0
7 ゴルフ場利用税交付金		3 0, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3 0, 0 0 0
8 自動車取得税交付金		3 1, 0 0 0
	1 自動車取得税交付金	3 1, 0 0 0
9 環境性能割交付金		1 2, 0 0 0
	1 環境性能割交付金	1 2, 0 0 0
10 地方特例交付金		1 3 9, 0 0 0
	1 地方特例交付金	5 1, 0 0 0
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	8 8, 0 0 0
11 地方交付税		4, 1 3 0, 0 0 0
	1 地方交付税	4, 1 3 0, 0 0 0
12 交通安全対策特別交付金		4, 0 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	4, 0 0 0
13 分担金及び負担金		3 8 0, 0 3 9
	1 分 担 金	5, 9 2 5

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 負 担 金	3 7 4, 1 1 4
14 使用料及び手数料		2 9 1, 3 2 8
	1 使 用 料	1 9 8, 3 9 4
	2 手 数 料	9 2, 9 3 4
15 国庫支出金		2, 2 8 2, 8 9 5
	1 国庫負担金	1, 5 1 9, 5 9 3
	2 国庫補助金	7 5 1, 7 5 4
	3 国庫委託金	1 1, 5 4 8
16 県支出金		1, 0 5 1, 7 4 5
	1 県負担金	6 3 7, 9 0 3
	2 県補助金	2 8 3, 3 2 5
	3 県委託金	1 3 0, 5 1 7
17 財産収入		9 5, 6 8 0
	1 財産運用収入	1 8, 1 8 7
	2 財産売却収入	7 7, 4 9 3
18 寄 附 金		4 1, 8 6 9
	1 寄 附 金	4 1, 8 6 9

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰 入 金		1, 6 8 2, 3 7 5
	1 基金繰入金	1, 6 8 0, 3 8 9
	2 特別会計繰入金	1, 9 8 6
20 繰 越 金		5 0, 0 0 0
	1 繰 越 金	5 0, 0 0 0
21 諸 収 入		3 2 3, 8 9 7
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預 金 利 子	5 0 0
	3 貸付金元利収入	5 3, 1 4 3
	4 受託事業収入	1 7, 6 5 4
	5 雑 入	2 5 2, 5 9 8
22 市 債		2, 7 5 0, 2 0 0
	1 市 債	2, 7 5 0, 2 0 0
歳 入 合 計		2 2, 5 0 0, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2 1 1, 7 6 8
	1 議 会 費	2 1 1, 7 6 8
2 総 務 費		2, 0 0 8, 7 0 9
	1 総務管理費	1, 6 2 5, 6 3 1
	2 徴 税 費	2 6 1, 4 2 1
	3 戸籍住民基本台帳費	6 6, 4 8 9
	4 選 挙 費	3 3, 4 1 5
	5 統計調査費	5, 0 9 7
	6 監査委員費	1 6, 6 5 6
3 民 生 費		7, 6 7 8, 9 9 2
	1 社会福祉費	3, 3 2 4, 0 5 9
	2 児童福祉費	4, 0 7 5, 8 8 4
	3 生活保護費	2 7 9, 0 0 9
	4 災害救助費	4 0
4 衛 生 費		1, 7 6 7, 3 6 0
	1 保健衛生費	1, 0 1 5, 9 4 0
	2 環境衛生費	2 3 9, 6 7 1

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	5 1 1, 7 4 9
5 労 働 費		2 4, 7 1 0
	1 労 働 諸 費	2 4, 7 1 0
6 農林水産業費		4 3 3, 5 5 4
	1 農 業 費	3 6 9, 2 9 8
	2 林 業 費	6 3, 7 8 9
	3 水 産 業 費	4 6 7
7 商 工 費		5 6 9, 3 6 4
	1 商 工 費	5 6 9, 3 6 4
8 土 木 費		2, 3 0 5, 3 7 6
	1 土木管理費	1 4 6, 1 1 1
	2 道路橋りょう費	1, 0 3 8, 9 1 9
	3 河 川 費	1 2, 8 7 4
	4 都市計画費	1, 0 6 1, 6 2 3
	5 住 宅 費	4 5, 8 4 9
9 消 防 費		9 5 3, 0 6 2
	1 消 防 費	9 5 3, 0 6 2

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教 育 費		3, 6 6 1, 2 4 8
	1 教育総務費	3 5 7, 3 6 7
	2 小 学 校 費	4 8 0, 1 7 5
	3 中 学 校 費	1 3 6, 4 6 2
	4 社会教育費	2, 1 0 4, 1 7 3
	5 保健体育費	5 8 3, 0 7 1
11 災害復旧費		2 5 0
	1 災害復旧費	2 5 0
12 公 債 費		2, 7 9 6, 6 5 7
	1 公 債 費	2, 7 9 6, 6 5 7
13 諸支出金		6 8, 9 5 0
	1 基 金 費	6 8, 9 5 0
14 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出	合 計	2 2, 5 0 0, 0 0 0

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	平成 3 1 年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金 4 0 億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利 5 %以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 219,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
学校教育施設等整備事業	100,000			
一般補助施設整備等事業	39,700			
施設整備事業（一般財源化分）	36,300			
地域活性化事業	212,000			
防災対策事業	3,000			
緊急自然災害防止対策事業	85,200			
合併特例事業	44,900			
緊急防災・減災事業	70,400			
公共施設等適正管理推進事業	1,239,100			
臨時財政対策債	700,000			
計	2,750,200			

議案第19号

平成31年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成31年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,588,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月27日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		9 4 7, 8 0 0
	1 国民健康保険税	9 4 7, 8 0 0
2 使用料及び手数料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 県 支 出 金		3, 1 8 6, 4 5 1
	1 県負担金・補助金	3, 1 8 6, 4 5 1
4 財 産 収 入		1, 1 8 1
	1 財産運用収入	1, 1 8 1
5 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
6 繰 入 金		4 5 1, 3 4 9
	1 一般会計繰入金	3 3 5, 6 1 2
	2 基金繰入金	1 1 5, 7 3 7
7 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
8 諸 収 入		1, 1 8 9
	1 延滞金加算金及び過料	1, 0 4 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 預 金 利 子	1 0
	3 雑 入	1 3 9
歳 入	合 計	4, 5 8 8, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6 6, 3 9 7
	1 総務管理費	5 7, 0 7 0
	2 徴 収 費	9, 1 0 7
	3 運営協議会費	2 2 0
2 保険給付費		3, 1 2 5, 5 1 3
	1 療 養 諸 費	2, 7 1 4, 7 4 7
	2 高額療養費	3 9 6, 6 0 0
	3 移 送 費	6 0
	4 出産育児諸費	1 0, 5 0 6
	5 葬 祭 諸 費	3, 6 0 0
3 国民健康保険事業費納付金		1, 3 3 2, 6 8 8
	1 医療給付費分	9 6 0, 0 1 1
	2 後期高齢者支援分	2 7 8, 8 4 0
	3 介護納付金分	9 3, 8 3 7
4 共同事業拠出金		1 0
	1 共同事業拠出金	1 0
5 保健事業費		5 1, 3 8 7

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 保健事業費	1 8, 8 4 2
	2 特定健康診査等事業費	3 2, 5 4 5
6 基金積立金		1, 1 8 1
	1 基金積立金	1, 1 8 1
7 公 債 費		5 0 0
	1 公 債 費	5 0 0
8 諸支出金		9, 3 2 4
	1 償還金及び還付加算金	4, 6 3 8
	2 繰 出 金	4, 6 8 6
9 予 備 費		1, 0 0 0
	1 予 備 費	1, 0 0 0
歳 出	合 計	4, 5 8 8, 0 0 0

議案第 2 0 号

平成 3 1 年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 1 , 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		4 6 9, 2 8 5
	1 後期高齢者医療保険料	4 6 9, 2 8 5
2 使用料及び手数料		2 0
	1 手 数 料	2 0
3 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
4 繰 入 金		1 3 1, 2 7 5
	1 一般会計繰入金	1 3 1, 2 7 5
5 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
6 諸 収 入		5 0 0
	1 延滞金及び過料	2 0
	2 償還金及び還付加算金	4 5 0
	3 雑 入	3 0
歳 入	合 計	6 0 1, 1 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1 0, 5 0 5
	1 総務管理費	6 4 4
	2 徴 収 費	9, 8 6 1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5 9 0, 0 8 5
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5 9 0, 0 8 5
3 諸 支 出 金		4 6 0
	1 償還金及び還付加算金	4 5 0
	2 繰 出 金	1 0
4 予 備 費		5 0
	1 予 備 費	5 0
歳 出	合 計	6 0 1, 1 0 0

議案第 2 1 号

平成 3 1 年度能美市介護保険特別会計予算

平成 3 1 年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 2 6 9, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1, 0 2 8, 8 7 6
	1 介護保険料	1, 0 2 8, 8 7 6
2 使用料及び手数料		1 0
	1 手 数 料	1 0
3 国庫支出金		8 9 5, 6 1 8
	1 国庫負担金	7 1 6, 3 6 0
	2 国庫補助金	1 7 9, 2 5 8
4 支払基金交付金		1, 1 0 6, 1 5 0
	1 支払基金交付金	1, 1 0 6, 1 5 0
5 県 支 出 金		6 1 7, 0 9 7
	1 県 負 担 金	5 8 6, 9 1 0
	2 県 補 助 金	3 0, 1 8 7
6 財 産 収 入		1 0
	1 財産運用収入	1 0
7 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
8 繰 入 金		6 2 1, 4 7 8

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	6 2 1, 4 7 8
9 繰 越 金		3 0
	1 繰 越 金	3 0
10 諸 収 入		1 2 1
	1 延滞金、加算金及び過料	3 0
	2 預 金 利 子	1 0
	3 受託事業収入	1 0
	4 雑 入	7 1
歳 入	合 計	4, 2 6 9, 4 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		7 0, 8 5 6
	1 総務管理費	3 6, 6 5 6
	2 徴 収 費	4, 9 5 1
	3 介護認定審査会費	2 9, 2 4 9
2 保険給付費		4, 0 1 0, 0 0 0
	1 介護サービス等諸費	3, 7 1 8, 8 0 0
	2 介護予防サービス等諸費	8 7, 1 0 0
	3 その他諸費	2, 9 0 0
	4 高額介護サービス等費	7 2, 3 3 0
	5 高額医療合算介護サービス等費	1 3, 0 7 0
	6 特定入所者介護サービス等費	1 1 5, 8 0 0
3 財政安定化基金拠出金		1 0
	1 財政安定化基金拠出金	1 0
4 地域支援事業費		1 8 7, 3 0 0
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	8 6, 8 1 6
	2 包括的支援事業・任意事業	1 0 0, 4 8 4

(単位：千円)

款	項	金 額
5 基金積立金		1 0
	1 基金積立金	1 0
6 公 債 費		1 0 0
	1 公 債 費	1 0 0
7 諸支出金		9 2 4
	1 償還金及び還付加算金	9 2 4
8 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出 合 計		4, 2 6 9, 4 0 0

議案第 22 号

平成 31 年度能美市温泉事業特別会計予算

平成 31 年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17, 100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 000 千円と定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		8, 4 5 7
	1 使 用 料	8, 4 5 7
2 財 産 収 入		1 4
	1 財産運用収入	1 4
3 繰 入 金		5, 1 0 0
	1 基金繰入金	5, 1 0 0
4 繰 越 金		3, 5 2 9
	1 繰 越 金	3, 5 2 9
歳 入 合 計		1 7, 1 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 温泉事業費		1 7, 0 8 6
	1 温泉事業費	1 7, 0 8 6
2 諸支出金		1 4
	1 基金費	1 4
歳 出 合 計		1 7, 1 0 0

議案第 2 3 号

平成 3 1 年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成 3 1 年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 , 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3 0 1
	1 分 担 金	3 0 0
	2 負 担 金	1
2 使用料及び手数料		2 7, 0 2 1
	1 使 用 料	2 7, 0 2 0
	2 手 数 料	1
3 県支出金		4, 1 0 0
	1 県補助金	4, 1 0 0
4 財産収入		5 0
	1 財産運用収入	5 0
5 繰入金		4 2, 5 0 0
	1 一般会計繰入金	4 0, 2 4 2
	2 基金繰入金	2, 2 5 8
6 繰越金		6 2 8
	1 繰越金	6 2 8
7 市 債		3 1, 7 0 0
	1 市 債	3 1, 7 0 0

(単位：千円)

款		項	金 額
歳 入	合 計		1 0 6 , 3 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		5 0, 1 8 6
	1 事 業 費	5 0, 1 8 6
2 公 債 費		5 6, 0 6 4
	1 公 債 費	5 6, 0 6 4
3 諸支出金		5 0
	1 基 金 費	5 0
歳 出	合 計	1 0 6, 3 0 0

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 12,700	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 には、その債権者と協定するも のとする。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間 を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することができる。
下水道資本費平準化債	19,000			
計	31,700			

議案第24号

平成31年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	19,566戸
(2)	年間総配水量	7,214,200m ³
(3)	一日平均配水量	19,710m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	1. 配水施設拡張事業	
	2. 配水管改良事業	
	3. 施設改良事業	
	4. 営業設備費	
	5. 固定資産購入費	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益	1,074,900千円	
第1項	営業収益	854,000千円	
第2項	営業外収益	220,900千円	
	支	出	
第1款	水道事業費用	932,400千円	
第1項	営業費用	837,190千円	
第2項	営業外費用	94,810千円	
第3項	特別損失	400千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額400,100千円は、過年度分損益勘定留保資金123,707千円、当年度分損益勘定留保資金231,869千円、当年度分消費税資本的収支調整額44,524千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		295,400千円
第1項 企業債		170,900千円
第2項 工事負担金		104,900千円
第3項 分担金		19,600千円
支 出		
第1款 資本的支出		695,500千円
第1項 建設改良費		357,100千円
第2項 企業債償還金		338,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管改良事業	165,800千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成31年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
施設改良事業	5,100千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

58,909千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、102,400千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産	種 類	名 称	数 量
1. 配水施設拡張事業	構築物	配水管	φ150 L=1,350.0m
2. 配水管改良事業	〃	〃	φ50~100 L= 952.0m
〃	〃	〃	φ150 L= 12.0m
〃	〃	〃	φ300 L= 280.0m
3. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	残留塩素計、投込式水位計
4. 営業設備費	〃	メーター	一式
〃	器具及び備品	検針用ハンディターミナル	30台
5. 固定資産購入費	その他無形固定資産	水道料金システム	一式
(2) 処分する資産	種 類	名 称	数 量
	構築物	配水管	φ50~100 L= 952.0m
	〃	〃	φ150 L= 12.0m
	〃	〃	φ300 L= 280.0m
	機械及び装置	配水施設	残留塩素計、投込式水位計
	〃	メーター	N=1,628個

平成31年2月27日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第25号

平成31年度能美市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総給水量	辰口寺井地区工業用水道	15,673,800 m ³
	根上地区工業用水道	3,924,000 m ³
(3) 一日平均給水量	辰口寺井地区工業用水道	42,825 m ³
	根上地区工業用水道	10,721 m ³
(4) 主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	辰口寺井地区工業用水道事業収益	372,200千円
第1項	営 業 収 益	307,480千円
第2項	営 業 外 収 益	64,720千円
第2款	根上地区工業用水道事業収益	116,500千円
第1項	営 業 収 益	116,110千円
第2項	営 業 外 収 益	390千円
支 出		
第1款	辰口寺井地区工業用水道事業費用	313,800千円
第1項	営 業 費 用	282,870千円
第2項	営 業 外 費 用	30,930千円

第2款 根上地区工業用水道事業費用	98,000千円
第1項 営業費用	77,170千円
第2項 営業外費用	20,830千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額151,450千円は、過年度分損益勘定留保資金111,748千円、当年度分損益勘定留保資金6,320千円及び当年度分消費税資本的収支調整額33,382千円で補填するものとする。)

	収 入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入		265,900千円
第1項 企業債		265,900千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的収入		96,550千円
第1項 工事負担金		96,550千円

	支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出		342,800千円
第1項 建設改良費		266,400千円
第2項 企業債償還金		76,400千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出		171,100千円
第1項 建設改良費		107,700千円
第2項 企業債償還金		63,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	265,900千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成31年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

24,539千円

(他会計からの補助金)

第9条 辰口寺井地区工業用水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	井戸	1か所
構築物	導水管	φ150～φ300 L=1,054m
機械及び装置	直流電源盤	一式

2. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	導水管	φ450 L=270m

(2) 処分する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	導水管	φ200～φ350 L=369m

2. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	導水管	φ450 L=225m

平成31年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

議案第26号

平成31年度能美市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続戸数	16,093戸
(2)	年間総処理水量	5,200,000m ³
(3)	一日平均処理水量	14,200m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	1. 施設の耐震対策事業	
	2. 管渠の建設及び舗装復旧事業	
	3. 流域下水道の建設に要する経費の負担	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	1,608,300千円
第1項	営業収益	762,800千円
第2項	営業外収益	845,490千円
第3項	特別利益	10千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	1,624,400千円
第1項	営業費用	1,320,940千円
第2項	営業外費用	302,960千円
第3項	特別損失	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額325,500千円は過年度分損益勘定留保資金308,216千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,284千円で補填するものとする。）。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,276,400千円
第1項 企業債	835,900千円
第2項 他会計補助金	352,465千円
第3項 補助金	60,000千円
第4項 受益者負担金	24,035千円
第5項 工事負担金	4,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,601,900千円
第1項 建設改良費	230,900千円
第2項 企業債償還金	1,371,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	53,400千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成31年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
公共下水道事業債	65,500千円			
資本費平準化債	630,000千円			
下水道事業債 (特別措置分)	87,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

31,779千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	構築物	排水管	φ200 L=1,544.0m

平成31年2月27日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第27号

平成31年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 95床 (内訳：急性期一般病棟 47床、地域包括ケア病棟 48床)			
療養病床 20床 (内訳：介護療養型医療施設 12床、医療療養 8床)			
入 院 (年間)	31, 860人	入 院 (1日平均患者数)	87人
外 来 (年間)	60, 360人	外 来 (1日平均患者数)	225人

(2)介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者 (年間)	25, 520人	入所者 (1日平均利用者数)	70人
通所者 (年間)	4, 540人	通所者 (1日平均利用者数)	19人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2, 1 1 6, 6 0 0千円	第1款 病院事業費用	2, 1 1 6, 6 0 0千円
第1項 医業収益	1, 5 4 4, 9 5 3千円	第1項 医業費用	2, 0 9 7, 7 9 0千円
第2項 医業外収益	5 7 1, 6 4 5千円	第2項 医業外費用	1 8, 5 0 9千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	2 0 1千円
		第4項 予備費	1 0 0千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	4 1 2, 4 0 0千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	4 4 1, 0 0 0千円
第1項 営業収益	4 0 6, 3 9 1千円	第1項 営業費用	4 3 1, 0 1 2千円
第2項 営業外収益	6, 0 0 8千円	第2項 営業外費用	9, 9 8 7千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的收入	2 6 7, 8 6 4千円	第1款 病院事業資本的支出	3 7 3, 3 7 2千円
第1項 企業債	1 5 5, 2 0 0千円	第1項 建設改良費	1 5 7, 9 9 1千円
第2項 負担金	1 0 9, 9 6 1千円	第2項 企業債償還金	2 1 5, 3 8 1千円
第3項 補助金	2, 7 0 2千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1 0 5, 5 0 8千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	13,901千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	63,128千円
第1項 企業債	13,900千円	第1項 建設改良費	15,500千円
第2項 寄附金	1千円	第2項 企業債償還金	47,628千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,227千円は当年度分損益勘定留保資金26,772千円、繰越利益剰余金処分額22,455千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業 (介護老人保健施設) 施設整備事業	133,700千円 21,500千円 13,900千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借りる 場合は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1)病 院 第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失

(2)介護老人保健施設 第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病 院	職員給与費	1, 209, 916千円	交際費	320千円
--------	-------	---------------	-----	-------

(2)介護老人保健施設	職員給与費	297, 035千円	交際費	140千円
-------------	-------	------------	-----	-------

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	613, 452千円	救急医療の確保に要する経費	63, 390千円
		医師等の研究研修に要する経費	2, 160千円
		追加費用に要する経費	11, 752千円
		児童手当に要する経費	7, 890千円
		企業債償還利子に要する経費	2, 296千円
		不採算地区病院の運営に要する経費	55, 300千円
		高度医療に要する経費	110, 703千円
		企業債償還元金に要する経費	109, 961千円
		経営安定に要する経費	250, 000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第10条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院 218,616千円

(2)介護老人保健施設 15,100千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
建物附帯設備	病棟空調設備	1式	市立病院

平成31年2月27日 提出

能美市長 井 出 敏 朗